

官於外務部内ノ三級事務官吏、外務理事官又ハ大東亞理事官ハ二級ノ  
外務事務官ト看做シ従前ノ規定ニ依リ任用セラレタル外務理事官、大  
東亞理事官及第一條ニ掲グル諸官ハ各改正規定ニ依リ任用セラレタル  
モノト看做ス

内閣

外地等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル經  
費等支出ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付

セラレムコトヲ請フ

昭和二十一年四月十七日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎

元

内

閣



附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

政府ハ昭和二十一年度一般會計ノ歳出トシテ左ニ掲グル經費ヲ支出スルコトヲ得

- 一 外地等職員ノ歸還ニ伴ヒ要スル經費 五千萬圓
- 二 復員ニ關スル經費 八億二千萬圓
- 三 終戰處理ニ要スル經費 五億圓
- 四 右炭價格調整補給金 三億二千五百萬圓
- 五 船舶運營會補助ニ要スル經費 一億五千萬圓
- 六 歸還輸送ニ要スル經費 二億七千八百萬圓

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内 閣

